

当院における施設基準等に関する届出事項

当院では、厚生労働省が定める基準に基づき、以下の項目について届出を行い、診療体制の整備と質の向上に努めています。

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・時間外対応加算 1
- ・有床診療所入院基本料　当診療所には看護職員が 7 名以上勤務しています。
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅療養支援診療所（3）
- ・在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 I
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢抹消動脈疾患指導管理加算
- ・胃瘻造設加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・外来、在宅ベースアップ評価料（I）
- ・外来、在宅ベースアップ評価料（II）（1～8）
- ・入院ベースアップ評価料（1～165）
- ・入院時食事療養（I）